

平成九年政令第二十一号

高圧ガス保安法関係手数料令

内閣は、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第七十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（完成検査等に係る認定に係る手数料の額）

第一条 高圧ガス保安法（以下「法」という。）第七十三条第一項の規定により別表第一の上欄に掲げる者が納付しなければならない手数料の額は、同表の中欄に定める金額（電子申請等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法第三条第八号に規定する申請等をいう。以下同じ。）による場合にあっては、同表の下欄に定める金額）とする。

（製造保安責任者試験等に係る手数料の額）

第二条 法第七十三条第一項第八号から第十号までに掲げる者が同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表第二のとおりとする。

（容器検査等に係る手数料の額）

第三条 法第七十三条第一項第十六号に掲げる者、同項第十七号に掲げる者（法第四十九条の三十一第一項の登録又はその更新を受けようとする者を除く。）、法第七十三条第一項第十六号の三から第二十号までに掲げる者、同項第二十号の二に掲げる者（法第五十六条の六の二十二第一項の登録又はその更新を受けようとする者を除く。）、又は法第七十三条第一項第二十号の三から第二十二号までに掲げる者が同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表第三のとおりとする。

（外国容器等製造業者の登録等に係る手数料の額）

第四条 法第四十九条の三十一第一項の登録又はその更新を受けようとする者が法第七十三条第一項の規定により納付しなければならない手数料の額は、八万六千円に容器等事業区分の数を乗じた額及び八十七万四千円（電子申請等による場合にあっては、八十七万三千二百円）の合計額（現に法第四十九条の三十一第一項の登録を受けている者であつて当該登録に係る容器等事業区分以外の区分について登録を受けようとするものにあつては、八万六千円に新たに登録を受けようとする容器等事業区分の数を乗じた額及び二十万五千五百円（電子申請等による場合にあっては、二十万四千八百円）の合計額）に、当該者に係る登録又はその更新の申請が法第五十六条の六の二十二第二項において準用する法第五十六条の六の四各号に該当するかどうかにつき審査するため職員一人が当該申請に係る工場又は事業場の所在地に出張するとして旅費の額に相当する額を加算した額とする。この場合において、その職員は、一般職の職員の給与に関する法律第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）による職務の級が四級である者であるものとしてその旅費の額を計算することとし、旅行雑費の額その他その旅費の額の計算に關し必要な細目は、経済産業省令で定める。

（罰則に関する経過措置）

この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二十一年二月三日政令第三八五号）抄

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成二十二年三月二四日政令第九八号）抄

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成二十二年六月七日政令第三一号）抄

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附則（平成二十四年二月一三日政令第三七六号）抄

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二六年三月二四日政令第五七号）抄

この政令は、平成十六年三月三十一日から施行する。

附則（平成二八年二月二日政令第一四号）抄

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附則（平成二八年三月一七日政令第四六号）抄

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附則（令和元年四月一日から施行する。）抄

この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則（令和元年九月六日政令第八七号）抄

この政令は、令和元年十月一日から施行する。

附則（令和元年二月一三日政令第一八三号）抄

この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

附則（令和元年二月一八日政令第一八八号）抄

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。
附則（平成一九年六月一三日政令第一八〇号）抄
この政令は、公布の日から施行する。
附則（令和元年九月六日政令第八七号）抄
この政令は、令和元年十月一日から施行する。
附則（令和元年二月一三日政令第一八三号）抄
この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。
附則（令和元年二月一八日政令第一八八号）抄
この政令は、令和二年四月一日から施行する。
附則（令和四年六月二四日政令第二四〇号）抄
この政令は、令和四年六月三十日から施行する。
別表第一（第一条関係）
納付しなければならない者
金額
電子申請等による場合における金額
一 法第二十条第三項第二号の認定若しくはその更新又は法第三十五条第一項第二号の認定若しくはその更新を受けようとする者（次の項に掲げる者を除く。）
二百五十万二千五百円
イ 法第二十条第三項第二号の認定又はその更新を受けようとする者（口に掲げる者を除く。）
四十八万四千二百円
ロ 法第二十条第三項第二号の認定を受けようとする者であつて自一万二千二百円から完成検査を行う特定施設又は貯蔵設備を追加しようとするもの
八万八千二百円

この政令は、平成十九年四月一日から施行する。
附則（平成二〇年三月二七日政令第七五号）抄
この政令は、平成十年四月一日から施行する。
附則（平成二二年三月二四日政令第九八号）抄
この政令は、平成十二年四月一日から施行する。
附則（平成二二年六月七日政令第三一号）抄
この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。
附則（平成二十四年二月一三日政令第三七六号）抄
この政令は、公布の日から施行する。
附則（平成二六年三月二四日政令第五七号）抄
この政令は、平成十六年三月三十一日から施行する。
附則（平成二八年二月二日政令第一四号）抄
この政令は、平成十八年四月一日から施行する。
附則（平成二八年三月一七日政令第四六号）抄
この政令は、平成十八年四月一日から施行する。
附則（令和元年四月一日から施行する。）抄
この政令は、平成十九年四月一日から施行する。
附則（令和元年九月六日政令第八七号）抄
この政令は、令和元年十月一日から施行する。
附則（令和元年二月一三日政令第一八三号）抄
この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。
附則（令和元年二月一八日政令第一八八号）抄
この政令は、令和二年四月一日から施行する。
附則（令和四年六月二四日政令第二四〇号）抄
この政令は、令和四年六月三十日から施行する。
別表第一（第一条関係）
納付しなければならない者
金額
電子申請等による場合における金額
一 法第二十条第三項第二号の認定若しくはその更新又は法第三十五条第一項第二号の認定若しくはその更新を受けようとする者（次の項に掲げる者を除く。）
二百五十万二千五百円
イ 法第二十条第三項第二号の認定又はその更新を受けようとする者（口に掲げる者を除く。）
四十八万四千二百円
ロ 法第二十条第三項第二号の認定を受けようとする者であつて自一万二千二百円から完成検査を行う特定施設又は貯蔵設備を追加しようとするもの
八万八千二百円

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。
附則（平成一九年六月一三日政令第一八〇号）抄
この政令は、公布の日から施行する。
附則（令和元年九月六日政令第八七号）抄
この政令は、令和元年十月一日から施行する。
附則（令和元年二月一三日政令第一八三号）抄
この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。
附則（令和元年二月一八日政令第一八八号）抄
この政令は、令和二年四月一日から施行する。
附則（令和四年六月二四日政令第二四〇号）抄
この政令は、令和四年六月三十日から施行する。
別表第一（第一条関係）
納付しなければならない者
金額
電子申請等による場合における金額
一 法第二十条第三項第二号の認定若しくはその更新又は法第三十五条第一項第二号の認定若しくはその更新を受けようとする者（次の項に掲げる者を除く。）
二百五十万二千五百円
イ 法第二十条第三項第二号の認定又はその更新を受けようとする者（口に掲げる者を除く。）
四十八万四千二百円
ロ 法第二十条第三項第二号の認定を受けようとする者であつて自一万二千二百円から完成検査を行う特定施設又は貯蔵設備を追加しようとするもの
八万八千二百円

ハ 法第三十五条第一項第二号の三百三十三万 認定又はその更新を受けようとする者 のうちの特定施設を停止二千六千九百 することなく保安検査を行う者 百円 (二に掲げる者を除く。)	ニ 法第三十五条第一項第二号の百五十 認定を受けようとする者のうち特七百五 定施設を停止することなく千六百九十 保安検査を行う者であつて自ら保 安検査を行う特定施設を追加しよ うとするもの 円	ホ 法第三十五条第一項第二号の二百九 認定又はその更新を受けようとする者 のうち特定施設を停止六百円 して保安検査を行う者(へに掲げ る者を除く。)	ヘ 法第三十五条第一項第二号の百三十 認定を受けようとする者のうち特五万五 定施設を停止して保安検査千七百 を行う者であつて自ら保安検査を 行う特定施設を追加しようとする もの 円	ト イ及びハの認定又はそれらの 更新を同時に受けようとする者 九千五百八十八 円	チ イ及びホの認定又はそれらの 更新を同時に受けようとする者 四十二万二千 七百五十六千九 円	リ ハ及びホの認定又はそれらの 更新を同時に受けようとする者 五百一十五千一 万五千四百四十 円	ヌ イ、ハ及びホの認定又はそれ らの更新を同時に受けようとする 者 三百八十三千 三百円	二 法第二十条第三項第二号の認 定若しくはその更新又は法第三十五 五第一項第二号の認定若しくは その更新を受けようとする者であ つて当該認定又はその更新の申請 に法第三十九条の七第二項又は第 四項の書面が添えられているもの 十三万五千三 百円
---	--	--	--	---	---	--	--	---

別表第二(第二条関係) 納付しなければならない金額 イ 製造保安責任者試験を受けようとする者 甲種化学責任者免 請等による場合に於ては、 一万七千八百円(電子申 請等による場合は、 一万二千七百円) ロ 甲種機械責任者免 請等による場合に於ては、 一万七千八百円(電子申 請等による場合は、 一万二千七百円) ハ 第一種冷凍機械責 任者免状に係る製造保 安責任者試験 は、一万七千三百円 ニ 製造保安責任者免 一件につき 三千六百 円(電子申請等による場合に あつては、二千五百円) 三 製造保安責任者免 一件につき 二千五百 円(電子申請等による 場合に於ては、二千四 百五十円)	別表第三(第三条関係) 納付しなければならない金額 一 容器検査又は容器再 検査を受けようとする者 イ 温度零下五十度以下 の液化ガスを充填するた めの容器 (一) 内容積千リットル 以上の容器 二 内容積五百リットル 以上の容器 (二) 内容積五百リットル 以上千リットル未満の 容器 (三) 内容積五百リットル 未満の容器 (3) 内容積五百リットル 未満の容器	一個につき 一万五千 二百円(電子申請等に よる場合に於ては、 一万五千円)に千リ ットル又はその端数を 増すごとに千六百円 (電子申請等による場 合にあつては、千五百 五十円)を加算した額 合にあつては、千五百 五十円)を加算した額 二 内容積千リットル 以上の容器 一個につき 七千円 (電子申請等による場 合にあつては、六千九 百円)に千リットル又 はその端数を増すごと に三百七十円(電子申 請等による場合に於つ
--	--	---

ロ 繊維強化プラスチック 複合容器、圧縮天然ガ ス自動車燃料装置用容器 又は圧縮水素自動車燃料 装置用容器(イに掲げる ものを除く。)	ニ 内容積三百リットル 以上の容器 一個につき 三百円に 十リットル又はその端 数を増すごとに五十 七円(電子申請等による 場合に於ては、五十 六円)を加算した額 一個につき 三百円	三 内容積五リットル未 満の容器 一個につき 二百五 十円	四 内容積一リットル未 満の容器 一個につき 百六十 円	五 内容積一リットル未 満の容器 一個につき 百四十 円	ハ 高強度鋼容器(イ又 はロに掲げるものを除 く。)	一 内容積三十リットル 以上の容器 一個につき 二百十 円に十リットル又はその 端数を増すごとに三 百円を加算した額	二 内容積五リットル未 満の容器 一個につき 二百十 円	三 内容積一リットル未 満の容器 一個につき 百五十 円	四 内容積一リットル未 満の容器 一個につき 百三十 円	ニ その他の容器 一 内容積千リットル 以上の容器 一個につき 七千円 (電子申請等による場 合にあつては、六千九 百円)に千リットル又 はその端数を増すごと に三百七十円(電子申 請等による場合に於つ
--	---	--	---------------------------------------	---------------------------------------	----------------------------------	---	---------------------------------------	---------------------------------------	---------------------------------------	--

二 法第四十九条の五第 一項の登録又はその更新 を受けようとする者 イ ロに掲げる者以外の 者 六万七千九百円に容器 等事業区分の数を乗じ た額及び八十一万九千 二百円(電子申請等に よる場合に於ては、 八十一万八千六百円) の合計額(法第四十九 条の八第二項の書面が 添えられている場合に あつては、二万二千四 百円(電子申請等によ る場合に於ては、二 万千八百円)	ロ 現に法第四十九条の 五第一項の登録を受けて いる者であつて当該登録 に係る容器等事業区分 の区分別について登録を 受けようとするもの 六万七千九百円に新た に登録を受けようとし る容器等事業区分の数 を乗じた額及び二十一 万二千四百円(電子申 請等による場合に於つ ては、二十一万七千七 百円)の合計額(法第四 十九条の八第二項の書 面が添えられている場
---	--

<p>三 法第四十九条の十五(法第四十九条の三十一第一項(電子申請等による二項において準用する場合にあつては、千四合を含む。)の登録証の再交付を受けようとする者)</p>	<p>四 容器等製造業者登録簿、外国容器等製造業者円(電子申請等による登録簿、特定設備製造業者円)あつては、五百者登録簿又は外国特定設備製造業者登録簿(次項において「容器等製造業者登録簿等」という。)の謄本の交付を請求しようとする者</p>	<p>五 容器等製造業者登録簿等の閲覧を請求しようとする者</p>	<p>六 法第四十九条の二十一第一項又は第四十九条の三十三第一項の承認を受けようとする者</p>	<p>イ 容器の型式について承認を受けようとする者</p>	<p>(1) (2)に掲げる場合以外の場合 (2) 法第四十九条の三十三第一項の試験に合格したことを証する書面が添えられている場合 ロ 附属品の型式について承認を受けようとする者 (1) (2)に掲げる場合以外の場合</p>	<p>合にあつては、二千二百千四百円(電子申請等による場合にあつては、二千八百円)</p>	<p>四 二百二十円(電子申請簿等による場合にあつては、三百八十円)</p>	<p>二百二十円(電子申請簿等による場合にあつては、三百八十円)</p>	<p>一件につき 十八万円 三百円(電子申請等による場合にあつては、十八万六千円)</p>	<p>一件につき 十四万七千三百円(電子申請等による場合にあつては、十四万六千六百円)</p>	<p>法第四十九条の二十一第一項の試験に合格四四百円(電子申請等に</p>
<p>七 法第五十四条第二項千五百五十円(電子申請の規定による刻印等を受等による場合にあつては、千五百九十円)</p>	<p>八 附属品検査又は附属品再検査を受けようとする者</p>	<p>イ 圧縮天然ガス自動車 ロ 燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器に装置される附属品 ロ その他の容器に装置される附属品</p>	<p>(1) 内容積千リットル以上の容器の附属品 (2) 内容積五百リットル以上千リットル未満の容器の附属品 (3) 内容積五百リットル未満の容器の附属品</p>	<p>九 特定設備検査を受けようとする者 イ ロ又はハに掲げる者以外の場合</p>	<p>(1) 内容積十立方メートル以上の特定設備 (2) 内容積五立方メートル以上十立方メートル未満の特定設備 (3) 内容積二立方メートル以上五立方メートル未満の特定設備 (4) 内容積一立方メートル以上二立方メートル未満の特定設備 (5) 内容積五千立方メートル以上一立方メートル未満の特定設備 (6) 内容積千立方メートル以上五千立方メートル未満の特定設備</p>	<p>したことを証する書面が添えられている場合 七 法第五十四条第二項千五百五十円(電子申請の規定による刻印等を受等による場合にあつては、千五百九十円)</p>	<p>品再検査を受けようとする者 イ 圧縮天然ガス自動車 ロ 燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器に装置される附属品 ロ その他の容器に装置される附属品</p>	<p>(1) 内容積千リットル以上の容器の附属品 (2) 内容積五百リットル以上千リットル未満の容器の附属品 (3) 内容積五百リットル未満の容器の附属品</p>	<p>九 特定設備検査を受けようとする者 イ ロ又はハに掲げる者以外の場合</p>	<p>(1) 内容積十立方メートル以上の特定設備 (2) 内容積五立方メートル以上十立方メートル未満の特定設備 (3) 内容積二立方メートル以上五立方メートル未満の特定設備 (4) 内容積一立方メートル以上二立方メートル未満の特定設備 (5) 内容積五千立方メートル以上一立方メートル未満の特定設備 (6) 内容積千立方メートル以上五千立方メートル未満の特定設備</p>	<p>法第四十九条の二十一第一項の試験に合格四四百円(電子申請等に</p>
<p>(7) 内容積五百立方メートル以上千立方メートル未満の特定設備 (8) 内容積百立方メートル以上五百立方メートル未満の特定設備 (9) 内容積十立方メートル以上百立方メートル未満の特定設備 (10) 内容積一立方メートル以上十立方メートル未満の特定設備 (11) 内容積一立方メートル未満の特定設備</p>	<p>(1) 内容積十立方メートル以上の特定設備 (2) 内容積五立方メートル以上十立方メートル未満の特定設備 (3) 内容積二立方メートル以上五立方メートル未満の特定設備 (4) 内容積一立方メートル以上二立方メートル未満の特定設備 (5) 内容積五千立方メートル以上一立方メートル未満の特定設備 (6) 内容積千立方メートル以上五千立方メートル未満の特定設備</p>	<p>(1) 内容積十立方メートル以上の特定設備 (2) 内容積五立方メートル以上十立方メートル未満の特定設備 (3) 内容積二立方メートル以上五立方メートル未満の特定設備 (4) 内容積一立方メートル以上二立方メートル未満の特定設備 (5) 内容積五千立方メートル以上一立方メートル未満の特定設備 (6) 内容積千立方メートル以上五千立方メートル未満の特定設備</p>	<p>(1) 内容積十立方メートル以上の特定設備 (2) 内容積五立方メートル以上十立方メートル未満の特定設備 (3) 内容積二立方メートル以上五立方メートル未満の特定設備 (4) 内容積一立方メートル以上二立方メートル未満の特定設備 (5) 内容積五千立方メートル以上一立方メートル未満の特定設備 (6) 内容積千立方メートル以上五千立方メートル未満の特定設備</p>	<p>(1) 内容積十立方メートル以上の特定設備 (2) 内容積五立方メートル以上十立方メートル未満の特定設備 (3) 内容積二立方メートル以上五立方メートル未満の特定設備 (4) 内容積一立方メートル以上二立方メートル未満の特定設備 (5) 内容積五千立方メートル以上一立方メートル未満の特定設備 (6) 内容積千立方メートル以上五千立方メートル未満の特定設備</p>	<p>(1) 内容積十立方メートル以上の特定設備 (2) 内容積五立方メートル以上十立方メートル未満の特定設備 (3) 内容積二立方メートル以上五立方メートル未満の特定設備 (4) 内容積一立方メートル以上二立方メートル未満の特定設備 (5) 内容積五千立方メートル以上一立方メートル未満の特定設備 (6) 内容積千立方メートル以上五千立方メートル未満の特定設備</p>	<p>したことを証する書面が添えられている場合 七 法第五十四条第二項千五百五十円(電子申請の規定による刻印等を受等による場合にあつては、千五百九十円)</p>	<p>品再検査を受けようとする者 イ 圧縮天然ガス自動車 ロ 燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器に装置される附属品 ロ その他の容器に装置される附属品</p>	<p>(1) 内容積千リットル以上の容器の附属品 (2) 内容積五百リットル以上千リットル未満の容器の附属品 (3) 内容積五百リットル未満の容器の附属品</p>	<p>九 特定設備検査を受けようとする者 イ ロ又はハに掲げる者以外の場合</p>	<p>(1) 内容積十立方メートル以上の特定設備 (2) 内容積五立方メートル以上十立方メートル未満の特定設備 (3) 内容積二立方メートル以上五立方メートル未満の特定設備 (4) 内容積一立方メートル以上二立方メートル未満の特定設備 (5) 内容積五千立方メートル以上一立方メートル未満の特定設備 (6) 内容積千立方メートル以上五千立方メートル未満の特定設備</p>	<p>法第四十九条の二十一第一項の試験に合格四四百円(電子申請等に</p>

